

令和7年度 浜松市特定教育・保育施設等指導監査実施方針

浜松市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第4条第3項に基づき、令和7年度 浜松市特定教育・保育施設等指導監査の基本方針及び重点事項を、次のように定める。

基本方針

1 重点事項の設定

施設等の実情や取組、運営状況及び前回の指導監査の指導内容等を勘案し、形式的・画一的な指導監査とならないよう重点事項を定め、効率的かつ効果的に指導及び助言を行う。

2 指導内容の充実

施設等が法令等に基づく適切な運営及び保育の質の向上・確保に向けて、設備運営基準の遵守、給付費等の適正な算定等を確認するとともに、施設等からの意見に耳を傾け、指導監査を進めていく。

また、指導監査に当たる職員の指導技術の向上を図り、事業運営の参考となる具体的事例（改善方策、参考取組状況等）を示すなど丁寧で具体的な指導を行い、指導内容の充実に努める。

3 給付費等の適正な支給

給付費等の支給の適正化を図るため、支給要件の確認を徹底し、施設や事業所からの過誤・不正請求の防止を図る。

4 指導の強化

重大な法令違反や不適切な教育・保育の提供の疑いがある場合、是正の改善が継続されていない場合は、事前通告なく指導監査を行うなど指導の強化を図る。

重点事項

1 給付費等の適正な算定

給付費等の算定にあたり、基本部分・加算部分（処遇改善等加算除く）、調整部分及び特定加算部分の支給要件の充足を確認した上で、適正な金額の請求が行われるよう指導を行う。

【 具体的な指導内容 】

- (1) 国通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に基づき、支給要件を充足していること。
- (2) 加算を請求する場合には、根拠となる記録、具体的な資料等が保管され加算要件を充足し、適正な請求が行われていること。

2 事故防止対策

保育中の事故発生又は事故再発を防止するための安全対策強化に努め、必要な環境整備を行うとともに、分析を通じた改善策を全ての職員に周知徹底されているかを確認する。また、重大事故が発生した場合は、遅滞なく市への報告等を行っているかを確認する。

【 具体的な指導内容 】

- (1) 事故防止のための、安全計画・危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル等）を整備していること。
- (2) 事故防止委員会や研修・訓練が定期的に行われていること。
- (3) 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、事故の事実報告とその分析を通じた改善策が職員に周知されていること。
- (4) 睡眠中や園外活動、プール・水遊び活動、食事中、バス送迎等の重大事故が発生しやすい場面にて、必要とされる対策が講じられていること。
- (5) 乳幼児の欠席連絡等の出欠状況に関する保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有が徹底されていること。

3 設備・運営基準の遵守

職員の配置について、配置基準に加え、国通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に基づき、必要な職員が確保されているか、関係書類及び実地により確認する。

施設設備の基準について、図面等の関係書類、実地での関係者との面談等により確認する。また、内部規定等必要な書類について、整備状況や運営実態と合致した内容であるか確認する。

【 具体的な指導内容 】

- (1) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしていること。
- (2) 乳幼児の年齢区分に応じた基準面積を確保していること。

4 感染症予防・健康に関する衛生管理

感染症や疾病について、まん延防止のための対応を、全ての職員が正しく理解し行動できるよう周知徹底されているかを確認する。

アレルギー児への対応は、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づく適切な対応、誤食防止措置等の対策が講じられているかを確認する。

【 具体的な指導内容 】

- (1) 健康教育その他保健に関する計画（保健計画）の策定や乳幼児健康診断の実施が適切に行われていること。
- (2) アレルギー児への対応や誤食防止措置が適切に講じられていること。
- (3) 食中毒・感染症予防対策や衛生管理が適切に行われていること。

5 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組み

処遇改善等加算は、国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に基づき、支給要件を充足しているか確認する。また、毎年、実績報告書と実際の支払額に相違のある事例が多く見受けられるため、適正に処理されているか支払書類等による確認及び指導を行う。

乳幼児童の人権に配慮した適切な保育が行われているか、実地での教育・保育の見学や関係者との面談・聞き取り等により確認する。

【 具体的な指導内容 】

- (1) 処遇改善等加算について、給付に必要な要件が充足されていること。
- (2) 委託費の弾力運用は、使用用途の範囲内にて適切に実施されていること。
- (3) 給与や各種手当は、支給根拠として給与規程等に規定したとおり適切に支払っていること。
- (4) 職員の勤務状況や労働関係の書類が適切に整備されていること。
- (5) 職員の資質向上のための取組（定期的な研修や職員会議等）が適切に実施されていること。
- (6) 保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助が行われていること。

6 防災体制の充実・強化

乳幼児は、災害発生時に自力での安全確保や避難が困難であることから、非常災害時の体制整備や施設の防災安全対策の強化に努めているか確認する。

【 具体的な指導内容 】

- (1) 定期的に防災訓練が実施されていること。
- (2) 災害時における計画が策定され、全ての職員等に周知されていること。
- (3) 落下物、転倒物の事故防止対策が適切に実施されていること。